

教員の養成に係る組織

免許及び資格課程委員会

次の事項を審議する。

- (1) 免許及び資格課程の基本方針の策定に関する事
- (2) 免許及び資格課程のカリキュラムの策定及び編成に関する事
- (3) 免許及び資格課程の人事計画に関する事
- (4) 免許及び資格課程の運営に関する事
- (5) その他免許及び資格課程に関する重要事項

免許及び資格課程運営委員会

次の事項を審議する。

- (1) 免許及び資格課程に関する事項
- (2) 教職・司書相談室の運営に関する事項
- (3) その他免許及び資格課程の運営に関する事